

第1回「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告主募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県がしまなみ海道の自転車道周辺の愛媛県が所有する資産の有効活用を図るほか、広告主に優良な広告媒体を提供することにより、しまなみ海道の自転車通行料金の無料化や自転車道の利用者の利便性の向上等に資する施策の財源確保を行い、しまなみ海道周辺地域の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的として実施する、しまなみ海道の自転車道沿線、及び周辺施設への屋外広告掲示に係る広告主の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

2 屋外広告を掲示する場所等

番号	屋外広告掲示箇所		掲示場所	施設所有者
1	(国) 317号	今治市別宮町2丁目	市役所前元ローリーの緑地	愛媛県
2	(国) 317号	今治市吉海町名	道の駅(よしうみいきいき館)付近の自転車道	愛媛県
3	(国) 317号	今治市宮窪町宮窪	(国) 317号と西瀬戸自動車道の交差箇所付近	愛媛県
4	(国) 317号	今治市宮窪町宮窪	インフォクナル(宮窪観光案内所)付近の自転車道	愛媛県
5	(主) 大島環状線	今治市宮窪町宮窪	海峡部の橋梁への自転車道の入口付近(伯方・大島大橋:宮窪側)	愛媛県
6	(国) 317号	今治市伯方町叶浦	海峡部の橋梁への自転車道の入口(伯方・大島大橋:伯方側)	愛媛県
7	(国) 317号	今治市伯方町叶浦	道の駅(伯方SCパーク)付近の自転車道	愛媛県
8	(一) 今治大三島自転車道	今治市上浦町井口	海峡部の橋梁への自転車道の入口(多々羅大橋:上浦側)	愛媛県
9	(国) 317号	今治市上浦町井口	道の駅(多々羅しまなみ公園)付近の自転車道	愛媛県
10	(一) 今治大三島自転車道	今治市大三島町宮浦	道の駅(しまなみの駅御島)付近の自転車道	愛媛県
計	10箇所			

掲示場所の詳細な内容は、愛媛県及のホームページで閲覧することができますが、関係機関との協議により、一部変更することがあります。

※ホームページアドレス（愛媛県）：

<http://www.pref.ehime.jp/h40400/5744/bicycle/ad/index.html>

3 募集の内容等（契約に付する事項）

（1）募集する広告主

屋外広告掲示箇所ごとに、それぞれ1者募集（合計10者）。

（2）応募にあたっての留意事項

ア 広告の方法

屋外広告を上記2の掲示場所に看板を設置し、その看板に掲示することにより行います。

イ その他

- ・ 屋外広告の掲示に際しては、愛媛県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱に従ってください。
- ・ 掲示しようとする屋外広告は、その内容等について掲示前に愛媛県の審査を受けなければ掲示することができません。また、愛媛県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。
- ・ 広告主は、愛媛県が掲示する掲出物件（縦60cm、幅80cm）のうち、全面積の50%となる所定の範囲（縦40cm、幅60cm）内に、表示基準に記載の範囲で自由に広告を記載することができます。
- ・ 掲示広告案の作成は、広告主が行い、作成及び提出に要する経費は広告主が負担してください。
- ・ 掲示広告案は、契約後5日以内に電子データ（PDFファイル）で提出する必要があります。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め、愛媛県に帰属します。
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め、愛媛県の負担により、愛媛県が作成し、設置します。
- ・ 掲出物件は、掲示広告を含め、愛媛県の負担により、愛媛県が維持管理を行います。
- ・ 広告主は、屋外広告の掲示にあたって、愛媛県と契約を締結する必要があります。

- ・ 契約にあたっては、競争見積によるものとし、屋外広告掲示に関する契約期間は3年間とします。

(3) 屋外広告掲示期間

平成26年8月16日～平成29年8月15日

4 競争見積参加手続き等

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：平成26年6月4日（水）から同年6月18日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

配布場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
愛媛県土木部道路都市局道路建設課

なお、募集要項等は愛媛県のホームページからも入手できます。

※ホームページアドレス（愛媛県）：

<http://www.pref.ehime.jp/h40400/5744/bicycle/ad/index.html>

(2) 提出資料

- ・ 見積書（様式1）
- ・ 競争見積参加資格確認書（様式2）

(3) 見積書提出期限及び提出先

日 時：平成26年6月18日（水）午後5時15分まで

提出先：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

愛媛県土木部道路都市局道路建設課

電話：089-912-2732

FAX：089-912-2719

(4) 見積書提出等の条件

- ・ 競争見積参加者は、別紙見積書（様式1）及び競争見積参加資格確認書（様式2）を、上記（3）の見積書提出先に持参又はFAXにより提出してください。
- ・ FAXにより提出した場合は、上記（3）に電話連絡し、着信を確認するとともに、提出期限までに原本を上記（3）の見積書提出先に持参又

は郵送にて送付してください。(郵送については、6月18日の消印まで有効とします。)

- ・ 競争見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしてください。ただし、金額部分の訂正はできません。
- ・ 競争見積参加資格等に疑義があった場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・ 見積金額は、屋外広告掲示箇所1箇所1箇年当たりの広告料金を記載してください。ただし、見積金額は、30万円以上(消費税及び地方消費税相当額込の値段)とします。
- ・ なお、見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を記載してください。
- ・ 同一者による複数応募は、2箇所まで可能です。その場合は、見積書を2枚提出してください。(同一金額とする必要はありません。ただし、1枚当たりの見積金額は、30万円以上(消費税及び地方消費税相当額込の値段)としてください。)
- ・ 別紙見積書(様式1)の提出にあたっては、希望する屋外広告掲示箇所の優先順位を全箇所記入してください。

5 競争見積参加者に必要な資格

愛媛県広告事業実施要綱第3条第3項及び第4項に該当の外、下記に該当する場合は、見積参加資格がなく、見積書を提出しても無効となりますので、注意してください。

- (1) 国税又は地方税を滞納している者

6 契約の相手方の決定

各屋外広告掲示箇所において、次により、それぞれ契約の相手方を決定します。

- (1) 有効な見積書を提出した者で、高い金額を提示した上位10者を契約の相手方とします。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、見積書提出の受付順とします。(見積書を持参された場合は、受付時間を基準とし、FAXで提出された場合は、FAXの着信時間を基準とします。なお、FAXで提出された場合、後に原本を持参又は郵送しなかった場合は、無効となります。以下の「受付順」の記載は、これと同様の取り扱いとします。)
- (3) 屋外広告掲示箇所の決定にあたっては、競争見積で高い金額を提示し

た者から順に、提出のあった見積書（様式1）の希望する屋外広告掲示箇所の優先順位の高い箇所から決定します。なお、同額の提示があった場合には、見積書提出の受付順とします。

- (4) 愛媛県は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知します。
- (5) 愛媛県は、契約の相手方が、契約予定決定通知をした5日以内までに契約の締結をしないときは、採用の決定を取り消すものとします。
この場合、次点のものから、契約の相手方を追加決定します。

7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方となった者は、愛媛県と広告事業に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結します。
- (2) 年度別支払額は、平成26年度及び29年度は、見積額をもとに掲示期間を日割計算で算出した額とし、平成27年度及び28年度は見積額と同額とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- (3) 愛媛県の責により、広告掲載を取消した又は広告期間を短縮した場合を除き、広告の掲載料は返還しません。なお、返還する広告の掲載料には、利子を付しません。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 愛媛県が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本件契約は確定しないものとします。
- (6) 契約後は、契約を行った全ての企業広告等の主名を愛媛県が設置する下記箇所の合同型掲出物件に掲示します。なお、掲示の順序は、競争見積で高い金額を提示した順とし、同額の場合は、見積書提出の受付順とします。（異なる金額で2箇所契約を行った場合は、高い方の金額の箇所の順番とします。）

番号	屋外広告掲示箇所（合同型）		掲示場所	施設所有者
1	（一）糸山公園線	今治市砂場町2丁目	自転車道入口広場（糸山側）	愛媛県
2	（一）今治大三島自転車道	今治市吉海町椋名	自転車道入口広場（大島側）	愛媛県
3	（国）317号	今治市伯方町有津	鶏小島キャンプ場前	愛媛県
4	（国）317号	今治市伯方町伊方	自転車道入口広場（伯方側）	愛媛県
5	（国）317号	今治市上浦町瀬戸	自転車道入口広場 （大三島側）	愛媛県
6	（国）317号	今治市上浦町瀬戸	鼻栗瀬戸前広場	愛媛県
計	6箇所			

※1箇所契約していただいた広告主の記載の範囲は、1.0cm×10.2cmです。

2箇所契約していただいた広告主の記載の範囲は、2.0cm×10.2cmです。

※掲示場所の詳細な内容は、愛媛県及のホームページで閲覧することができますが、関係機関との協議により、一部変更することがあります。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおりです。

9 その他

- （1） 競争見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱を熟読し、遵守してください。
- （2） 本件に要する費用は、競争見積参加者の負担とします。
- （3） 提出された書類等は、返却しません。

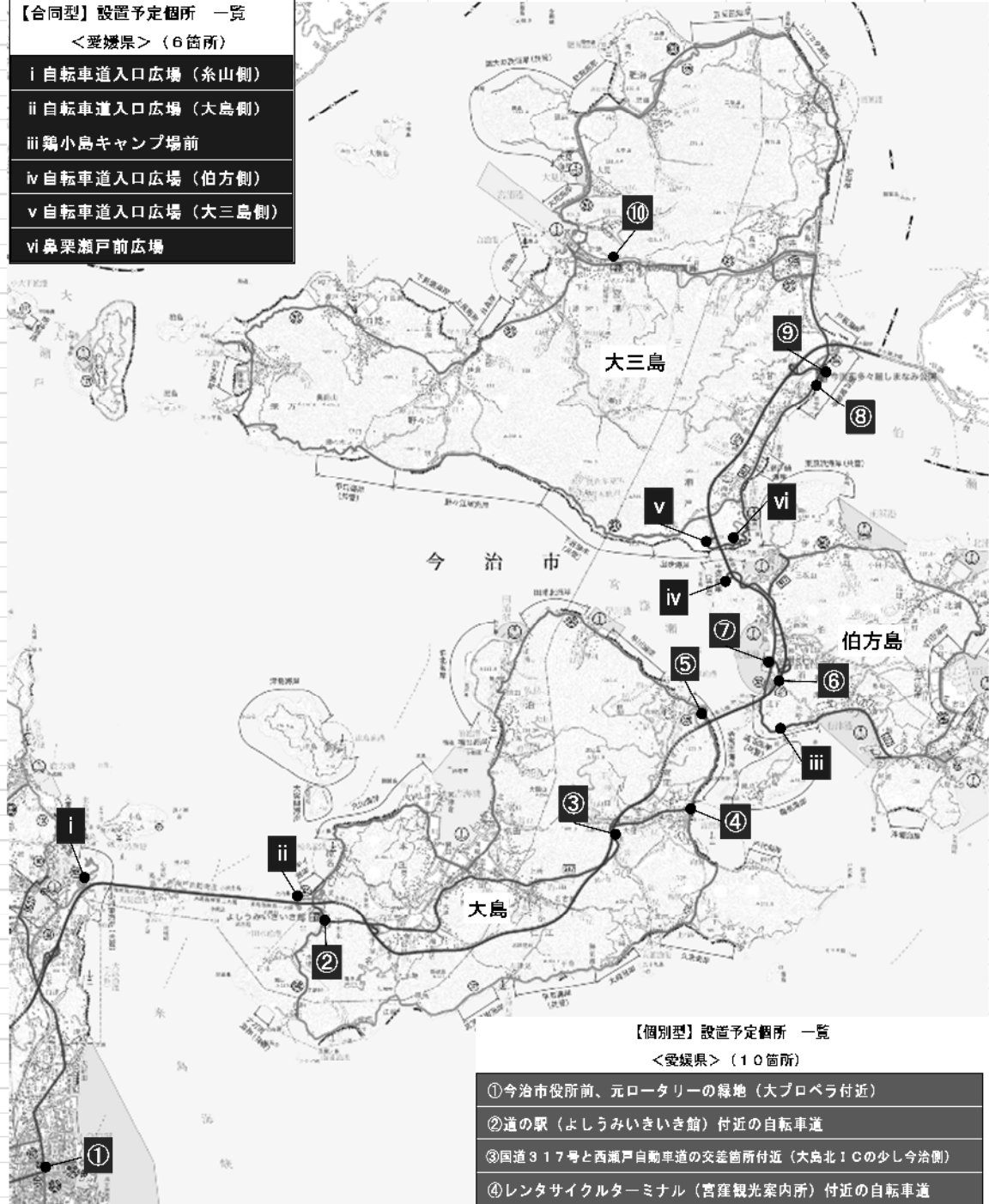
10 問い合わせ先

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
 愛媛県土木部道路都市局道路建設課
 電話：089-912-2732
 FAX：089-912-2719
 E-MAIL：dourokensets@pref.ehime.jp

広告設置予定箇所 位置図

【合同型】設置予定箇所 一覧 ＜愛媛県＞（6箇所）

- i 自転車道入口広場（糸山側）
- ii 自転車道入口広場（大島側）
- iii 鶏小島キャンプ場前
- iv 自転車道入口広場（伯方側）
- v 自転車道入口広場（大三島側）
- vi 鼻栗瀬戸前広場



【個別型】設置予定箇所 一覧 ＜愛媛県＞（10箇所）

- ①今治市役所前、元ロータリーの緑地（大プロペラ付近）
- ②道の駅（よしうみいきいき館）付近の自転車道
- ③国道317号と西瀬戸自動車道の交差点付近（大島北ICの少し今治側）
- ④レンタサイクルターミナル（宮窪観光案内所）付近の自転車道
- ⑤海峡部の橋梁への自転車道の入口付近（伯方・大島大橋：宮窪側）
- ⑥海峡部の橋梁への自転車道の入口（伯方・大島大橋：伯方側）
- ⑦道の駅（伯方SCパーク）付近の自転車道
- ⑧海峡部の橋梁への自転車道の入口（多々羅大橋：上浦側）
- ⑨道の駅（多々羅しまなみ公園）付近の自転車道
- ⑩道の駅（しまなみの駅御島）付近の自転車道

様式1

見 積 書

愛媛県知事 中村時広 様

平成 年 月 日

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

⑩

下記のとおり見積りいたします。(1年間当たり)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記のうち、消費税及び地方消費税相当額は () 円

希望する屋外広告掲示箇所の優先順位については、下記のとおりです。

優 先 順 位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
希望する箇所										

※ 希望する箇所の欄には、第1回「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告主募集要項 2 屋外広告を掲示する場所等のうちから、掲示を希望する箇所の順に掲示箇所の番号を記入してください。

※ 3年間の掲示期間(上記見積金額の3倍)で契約を行います。

様式2

競争見積参加資格確認書

平成 年 月 日

様

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

第1回「瀬戸内しまなみ海道スポンサー事業」に係る広告主募集要項について、しまなみ海道の自転車道周辺に係る広告掲示契約書（案）及び実施要綱の内容等を確認の上、競争見積参加資格確認書を提出します。

また、下記事項について、確約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものではありません。
- 2 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはありません。
- 3 過去2年間に愛媛県から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けていません。
- 4 消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く。）、法律に定めのない医療行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではありません。
- 5 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していません。
- 6 国税、又は地方税を滞納していません。

（下記の事項を記入してください。）

本件に関する 問い合わせ先	担当者の 役職・氏名	
	電話番号	

注1 本確認書記載事項に虚偽があった場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

2 広告の掲示基準等については、裏面を参照

広告掲示等のチェックリスト

根拠	チェック項目	確認欄
広 告 事 業 実 施 要 綱 表 示 基 準	○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、 広告事業の対象としない。	
	(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
	(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
	(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
	(4) 政治性又は宗教性のあるもの	
	(5) 社会問題その他について主義又は主張にあたるもの	
	(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
	(7) その他、県有財産に広告として掲示することが適当でないとみとめられるもの	
	○次に掲げる業種又は業者にかかる 広告は、掲示することができない。	
	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)で規制されるもの	
	(2) 消費者金融に係るもの	
	(3) たばこに係るもの	
	(4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの	
	(5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの	
(6) その他、県有財産に広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの		
○次に掲げる者は、 広告主としないことができる。		
(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者		
(2) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者		
○次のいずれかに 該当する内容の広告は、掲示することはできない。		
(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公正機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの		
(2) 責任の所在が不明確なもの		
(3) 内容が不明確なもの		
(4) 事実と異なる内容を含むもの		
(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの		
(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)		
(7) 懸賞広告及びクーポン付き広告		
(8) 美観風致を害するおそれがあるもの		
(9) 国内世論が大きく分かれているもの		
(10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの		
(11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの		
(12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの		
○次に掲げる者は、 競争見積参加資格がない。		
(1) 国税又は地方税を滞納している者		

注:問題がない場合は、確認欄に○を記入してください。